

第 16 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 4 年 10 月 4 日 (火) 15 時 00 分～16 時 45 分
2. 場所 黒部市役所 2 階 201, 202, 203 会議室
3. 出席委員 25 名
農業委員 13 名
1 番 中野 貴代美 2 番 山本 隆淑 3 番 山本 隆 4 番 高村 茂良
5 番 橋本 喜洋 7 番 岩井 竹志 8 番 船屋 裕子 9 番 大坪 敏郎
10 番 宮崎 誠一 11 番 松岡 高生 12 番 中島 淨 13 番 佐々木 智
14 番 中坂 稔
農地利用最適化推進委員 12 名
川端 数美 千代 眞次 高野 隆司 稲澤 一彦
寺崎 俊弘 氷見 康弘 臼田 清嗣 松島 進
前田 優 米陀 助一 山本 秀治 山本 勝
4. 欠席委員 2 名
6 番 能澤 喬之、中 康史
5. 農業委員会事務局 4 名
事務局長 平野 孝英
係 長 辻 真美
主 任 中陳 栄
主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
(2) 議案第 57 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
(3) 議案第 58 号 令和 4 年度黒部市農地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 16 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。

会 長：本日の総会の議事録署名委員を私の方から指名します。船屋裕子委員、大坪敏郎委員の両委員を指名します。本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。能澤喬之委員、中康史推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。議案第 56 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明願います。

◎議案第56号

事務局：議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。資料の3ページをご覧ください。

- 〈1番〉 生地地区 生地中区〇〇番 地目：田の1,095㎡について。
譲受人 黒部市飯沢 〇〇へ、譲渡人 魚津市横枕 〇〇さんからの所有権移転であり、理由は売買です。
譲渡人は、現在魚津市に住んでおり、相続によって所有した本申請地の管理について、遠方であり自ら耕作していないため煩わしさを感じていたとのこと。また、自分の相続の時も考慮し地元の方に寄付も含め譲渡できないか考えていました。そのため、これまで耕作を依頼してきた譲受人へ渡すことができないか考えていたところ。譲受人は飯沢、生地神区、生地中区などを中心に約30haほどを主に水稲経営を行っており、他にも麦やダイコン、白菜などの野菜を栽培するなど、農業を積極的に展開する農業法人であります。添付された農地所有適格法人報告書でも、法人の役員や従業員は農業に携わる方で構成されており、売買後も農地として適切に利用することが見込まれます。また、本申請地は仲間田になっておりますが、今後も本申請地を含め譲受人が耕作する予定であります。このことから、今回3条による所有権移転という形で申請が行われました。
以上、計1件1筆1,095㎡です。事務局からは以上です。

会長：それでは、議案第56号農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第56号 農地法第3条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可することに決定します。

続きまして、議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議いたします。事務局より説明願います。

◎議案第57号

事務局：議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、2件ございます。5ページをご覧ください。

- 〈1番〉 大布施地区 中新〇〇番〇 地目：田 現況：畑の1筆322㎡について。
譲受人 黒部市中新 〇〇さんへ、譲渡人 黒部市中新 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は住宅敷地です。農振除外からの案件です。
譲受人は、譲渡人である祖母、両親、兄と5人で暮らしており、今年11月には入籍を予定しております。将来的に子供も希望しており、夫婦共働きをしながらの子育てを考えると、育児や家事の協力が得やすい実家近くでの新築を検討しました。しかし、実家周囲は農業振興地域内の農地が多く、小規模の集落地であるため空き地もなく、また他人所有の農地がほとんどで耕作されていることから、実家と隣接する祖母の農地を一部転用して建てることとしました。申請地には二階建て木造住宅を建築する予定です。

〈2番〉 村椿地区 吉田〇〇番 外3筆 地目：田 現況：田の3筆5,671㎡ 残り1筆は、
地目：畑 現況：畑の101㎡の5,772㎡について。
譲受人 東京都千代田区神田和泉町 〇〇へ、譲渡人 黒部市吉田 〇〇さん外2名
からの所有権移転であり、転用目的は社員寮です。農振除外からの案件です。
位置図をご覧ください。黒の斜線部分18筆17,129㎡が昨年8月に転用許可をうけた1期
計画の部分、青の斜線部分2筆4,022㎡が今年7月に許可を受けた2期計画の部分、そ
して赤の斜線部分が今回の申請地である3期計画部分になります。
譲受人は、グループとして本社機能の一部移転を図り、世界の中核工場として基盤整
備を進めています。近年、事業所で勤務する社員数増加に加え、国内社員の長期研修
や海外社員の就労や研修滞在が増え、既存社員寮の老朽化も進んでおり、社員の住ま
い不足が深刻な課題となっております。
8月に実施しました転用現地調査や報道等でもご承知のとおり、事業所に近接する生
地駅周辺を整備する計画は、新たな工場基幹道路整備と併せて、将来の工場24時間操
業に向けた「集住近傍型」の社員寮を整備するもので、全体で270戸の住戸を整備す
る予定であり、1期計画として住居94戸と共有施設の建設、2期計画として住居56戸を
整備し、今回申請の3期計画では、1期2期計画地の北側隣接地にて住居80戸を整備す
るものです。
なお、今回総会を欠席された地区農業委員より、この申請については意見なしと伺っ
ておりますのでご報告いたします。
議案詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認
ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第57号農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行
います。1番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について事務局の説明により関係委員が異議なしとのことですが、
他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第57号農地法第5条第1項の規定による別紙申請の
件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第58号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画について審議いたし
ます。

本議案について、当委員会の〇〇委員、〇〇推進委員に関することが含まれていま
すので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。
それでは事務局から説明願います。

◎議案第58号

事 務 局：議案第58号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画についてですが、8ページ目をご
覧下さい。今回提出させていただきますのは、令和4年8月23日から令和4年9月
20日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規6年未満0㎡、新規6年以上
15,561㎡、再設定6年未満が47,262㎡、再設定6年以上が50,689㎡でございます。
9ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

田家地区	21件	44,249㎡
------	-----	---------

大布施地区 11 件 53,702 m²

前沢地区 1 件 15,561 m²

総件数は 33 件で、利用権設定面積は 113,512 m²となっております。

10 ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表でございます。今回は

村椿地区 3 件 5,671 m²

総件数は 3 件で、解約面積合計は 5,671 m²となっております。

11 ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,095 万 2,439 m²を 2,517 万 1,022 m²で割りますと、43.5%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 206 万 0,137 m²を 2,517 万 1,022 m²で割りますと、設定率 8.2%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、12 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上でございます。

会 長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。
何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 58 号 令和 4 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。ここで〇〇委員と〇〇推進委員の入室を許可いたします。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(16 時 45 分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

8 番

9 番
